

別紙

松浦市水道事業経営戦略改定及び松浦市上下水道事業運営審議会 運営支援業務に関する仕様書

この仕様書は、松浦市水道事業（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務を委託する「松浦市水道事業経営戦略改定及び松浦市上下水道事業運営審議会運営支援業務委託」について適用する。

1. 総則

- (1) 委託業務名 松浦市水道事業経営戦略改定及び松浦市上下水道事業運営審議会
運営支援業務委託
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により別に定める。
- (3) 目的

本業務は、現行の松浦市水道事業経営戦略（R7改定）をベースとして、改めて本市水道事業の現状を分析し、将来にわたり安全で安定したサービスを継続して提供するため「松浦市水道事業経営戦略」の改定を行うことを目的とする。

具体的には、総務省のガイドライン等に基づき、人口減少や老朽化・耐震化対策などの将来予測を反映するとともに、現在複数存在する水道料金体系の統一に向けた検討及び松浦市水道事業運営審議会を開催し、実効性のある経営戦略改定とするものである。

2. 業務内容

(1) 経営戦略の改定

① 水道事業の経営の現状分析

松浦市水道事業（以下「本市水道事業」という。）が令和7年度に作成した経営戦略を参考にして、本市水道事業の現状分析を行う。

② 水道事業の財政シミュレーション

本市水道事業が令和7年度に実施した財政シミュレーションに、最新の情報を反映しデータの更新を行う。

③ 経営戦略のとりまとめ

今回改定を行う水道事業経営戦略については、収支計画や現状分析、今後の課題、将来予測等を踏まえ、また総務省の「公営企業の経営にあたっての留意事項」、「経営戦略ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」などを勘案しながら取りまとめを行

う。

(2) 料金体系の検討

① 本市水道事業の料金体系について、類似団体比較等の分析を実施する。比較対象とする類似団体の選定にあたっては、水道事業の実態を踏まえ、甲と協議のうえ選定する。

② 調定データの分析

甲の給水実績データを活用し、利用者間の公平性や経営の安定性の視点から水道料金収入の分析を行う。

③ 総括原価の算定

総括原価を集計し、需要家費、固定費、変動費に区分する。その際、公費負担の考え方について整理を行い、総括原価から控除する項目についても整理する。

④ 資産維持費の検討

水道料金算定要領に基づいた資産維持費を算出し、総括原価に加える。

⑤ 料金体系の検討

現在、地区等により異なっている料金体系の統一に向け、財政シミュレーションや各種条件を踏まえ、以下に示す要領にて、新しい料金体系の内容を検討する。

ア 水道料金算定要領に基づく料金体系の算定

水道料金算定要領に基づく料金体系を算定するにあたって、特に以下の点に留意し内容を検討する。

(ア) 固定費の基本料金と従量料金への按分方法

(イ) 基本料金の各口径への按分方法

イ 複数の料金体系パターンのシミュレーションの実施

水道料金算定要領に基づき算定された料金体系をベースとした複数の料金体系パターンについて、将来シミュレーションを実施したうえでメリット、デメリットを整理し、あるべき料金体系を検討するにあたって内容を検討する。

ウ 料金体系統一に向けた検討

料金体系の統一においては利用者への負担が多大となることも予想されることから、将来にわたった段階的な統一や、負担増が緩やかとなる経過措置を検討する。また、上記ア・イを踏まえたところで複数パターンのシミュレーションを行ったうえで料金統一に向け、最善の案を提案する。

⑥ 市議会及び住民等向け説明資料の作成

市議会及び住民等へわかりやすい説明資料及び想定問答集を作成、公開方法に関する内容の検討を行う。

(3) 審議会の運営支援（5回を想定）

① 審議会の運営

水道料金の見直しや料金体系の検討等、経営健全化に向けた取り組みを検討する審議会については、事務局が円滑な運営を行うための内容検討及び次回審議会に向けた対策等の支援を行う。また、審議会での質疑等について必要な対応を行う。

② 審議会説明資料の作成

審議会で提示する説明資料（案）の作成を行う。なお資料作成においては、客観的かつ分かりやすい内容とし、甲と十分協議のうえで早期に作成する。

③ 答申書の作成

審議会の意見・結果をとりまとめ、答申書（案）を作成する。

3. 業務実施体制等

(1) 甲との連携

本業務の遂行に当たっては、乙は甲と十分な連携をとり、事務処理方針については、甲の指示及び承諾を受けるものとする。また、乙は甲と協議・調整のうえ、業務工程を提示すること。なお、業務工程が変更となる場合は、逐次、甲と協議・調整を行ったうえで修正を加え、工程管理を適切に行うこと。

乙は、会議、協議及び打ち合わせの都度、その内容についての会議録を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 本業務の実施体制

本業務の遂行に当たっては、地方公営企業会計に精通し、水道事業会計にかかるビジョンまたは経営戦略策定支援実績のある公認会計士や技術士（上下水道部門）の有資格者を業務責任者又は業務担当者として配置すること。

また、水道事業計画に精通した者を担当技術者として配置すること。

(3) 提出書類

乙は契約締結後、7日以内に業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

業務計画書には、次の事項を記載することとし、内容に変更等が生じた場合は、速やかに甲の承認を受けるものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程表
- ④ 業務執行体制
- ⑤ その他必要事項

4. 納品物について

本業務の納品物は、下記のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| ① 業務実施報告書 | 1部 |
| ② 松浦市水道事業経営戦略（改定版） | 1部 |
| ③ 松浦市水道事業経営戦略（改定版）の概要版 | 1部 |
| ④ バックデータ等関連資料一式 | 1部 |

5. その他留意事項

- (1) 甲が保有又は取得が可能な情報及びデータについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供する。
- (2) 本業務の委託料は、令和8年度から令和9年度までの2か年の予算（債務負担行為）として計上している。全額令和9年度の支払い予定としているが、年割額の変更を希望する場合は協議事項とします。
- (3) 乙は甲が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (4) 本業務に伴う必要経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として乙の負担とする。